

# 団体保険のご案内

病気やケガで働けなくなった時、  
最長60才まで所得を補償

## GLTD

(団体長期障害所得補償保険)

安心して働いていただくための補償です！

あなたの備えは大丈夫？

家族の  
生活費

住宅  
ローン

子どもの  
教育費



ご自身やご家族のケガ・病気を幅広く補償!!

## 医療・ケガ ・親介護

(団体総合生活補償保険)

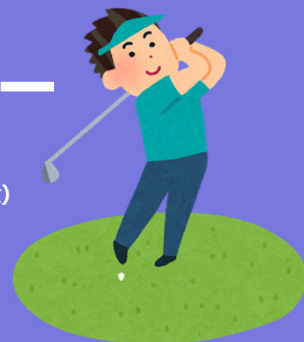


＋オプション追加により、日常生活上の賠償事故等も補償！

趣味を楽しむ方のための保険  
万が一の場合にお役に立ちます！

## 団体レジャー

- ・golfer保険
  - ・スキー保険 (スキー・スケート保険)
  - ・テニス保険
  - ・フィッシングプラン
- (団体総合生活補償保険)



保険期間  
(ご契約期間)

平成30年10月1日午後4時～平成31年10月1日午後4時

お申込締切日

平成30年9月14日(金) 必着

加入申込票提出先

農林水産省職員生活協同組合事務局



お申込方法

新規に  
ご加入いただく方

加入申込票に必要事項を記入し、ご署名のうえご提出ください。

既にご加入  
いただいている方

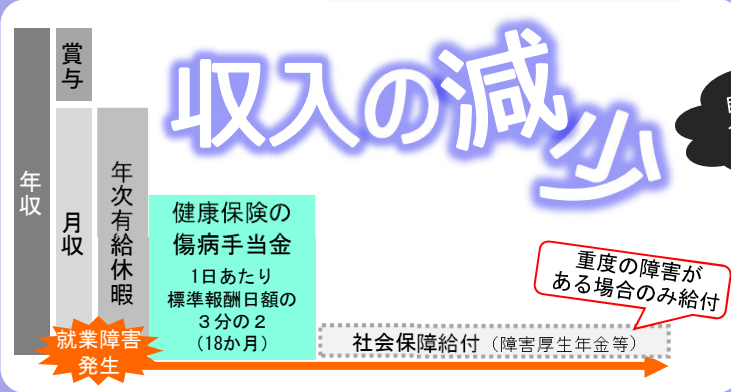
- 加入内容に変更がない場合  
前年度と同じ内容にて自動継続扱いとさせていただきますので加入申込票のご提出は不要です。
- 加入内容を変更される場合  
加入申込票の加入区分「変更」に○をし、変更内容を記入し、ご署名のうえご提出ください。
- 継続加入されない場合  
加入申込票の加入区分「脱退」に○をし、ご署名のうえご提出ください。

商品内容、募集情報は、農林水産省職員協同組合のホームページでもご覧になれます。  
URL⇒[http://www.nourinseikyoku.jp/insurance\\_top/insurance/tabid/60/Default.aspx](http://www.nourinseikyoku.jp/insurance_top/insurance/tabid/60/Default.aspx)

# 1 もし、長期間働けなくなったら…

## — 私傷病の場合の社会保障の給付について —

- 有給休暇等の支給が終了した後は、傷病手当金の給付を受けることができます。
- 傷病手当金の給付額は1日あたり標準報酬日額の3分の2です。
- その後は所定の重度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます。



自分の収入が無くなったら  
今の生活を続けるのは  
自信が無いな…

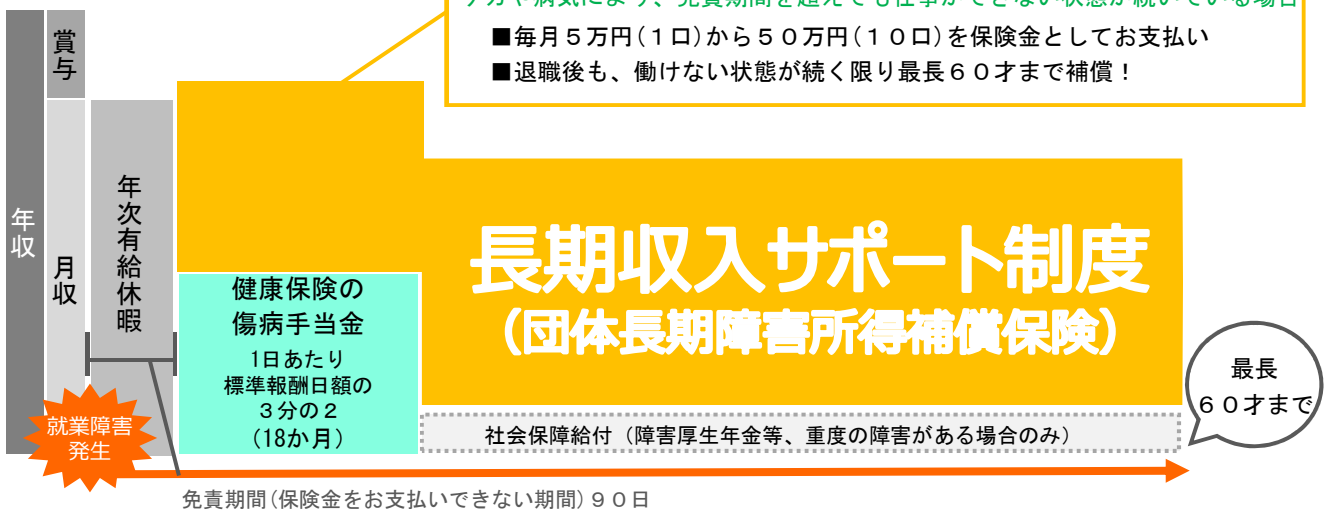
住宅ローンや教育費。  
治療に専念してほしいけど  
不安だわ…



# 2 長期収入サポート制度があれば…

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったら **最長60才まで所得を補償!**

## 〔制度イメージ図〕



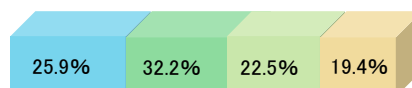
※精神障害による就業障害のてん補期間(保険金をお支払いする期間)は2年間が限度となります。  
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

## 「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までに延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残るままと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

### ■ 生活保護を受ける理由

生活保護を開始する理由は  
傷病によるものが大きい



- 傷病による収入の減少・喪失
- 貯金等の減少・喪失
- 働きによる収入の減少・喪失
- その他

<出典:厚生労働省「平成28年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成>

## 3 長期収入サポート制度の特長

### 長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。※1

### 一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合には、その減少割合に応じて継続して(最長60才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。

### 精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で2年間所得を補償します。※2

### 業務中・業務外、国内外を問わず補償

ケガや病気の発生が、業務中・業務外、国内外を問わず、24時間補償します。また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

### 妊娠に伴う就業障害も補償

妊娠・出産・早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します。

※1 てん補期間は60才に達した日(\*)まで、または3年間のいずれか長い期間となります。

\*60才に達した日とは、60才の誕生日の前日となります。

※2 精神障害による就業障害のてん補期間は最長で2年間です。

## 4 保険料は月々319円 (24才女性の場合) から



### 1口 (月額5万円) あたりの月払保険料

年齢	男性(K)	女性(L)
15~24才	419円	319円
25~29才	441円	445円
30~34才	530円	589円
35~39才	679円	834円
40~44才	930円	1,082円
45~49才	1,233円	1,407円
50~54才	1,402円	1,511円
55~59才	1,329円	1,293円

### 《ご加入口数の設定について》

- 10口以下で設定してください。
- 「口数 × 5万円 × 12」が年収の50%以内になるように設定してください。

ご注意ください

※ 年齢は、平成30年10月1日時点の満年齢です。  
 ※ カッコ内は加入タイプ名です。  
 ※ 当保険料は団体割引20%を適用しています。

### ○加入対象○

平成30年10月1日時点で満59才以下の農林水産省職員生活協同組合の組合員ご本人

### ○セットされている特約○

- ・ 精神障害補償特約
- ・ 妊娠に伴う身体障害補償特約 (女性のみ)

お申込みは、**加入申込票①**にご記入ください

### 保険金 支払例

## GLTDに加入していれば!

30才の時に交通事故にあい、脊髄損傷のため半身不随となった。休職期間満了後に規定により退職となり、収入が途絶えてしまった。

保険料は

### 保険金お支払例

【3口(月額15万円補償)にご加入の場合】  
 60才まで約30年間保険金を受け取り予定 (免責期間:90日)

月々:1,590円

### 保険金総額(予定)

15万円 × 約29年9か月(357か月) = 約5,355万円  
 (免責期間(90日)を除く)



30才男性

### ご注意

団体長期障害所得補償保険(GLTD)の加入者が10名未満の場合、団体長期障害所得補償保険(GLTD)のご契約は不成立となり、ご加入できません。

# 団体レジャー保険

## ゴルファー保険

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約セット)

ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。

※ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、  
バターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツ  
はこの保険の対象とはなりません。



### ◆保険金額・支払限度額（ご契約金額）と保険料

【団体割引 20%適用】

コース		Aコース
賠償責任支払限度額 (免責金額なし)		1億円
傷害 ケガ	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
ホールインワン・アルバトロ ス 費用保険金額		20万円
ゴルフ用品保険金額		15万円
年間保険料（一時払）		<b>3,570円</b>

お申込みは、  
加入申込票④  
にご記入ください

### 【ホールインワン・アルバトロス費用補償特約についてのご注意】

■保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー3 5以上の9ホール（ハーフ）を正  
規にラウンドした場合のもので、次のいずれかに該当するものに限ります。

- (1) 次の①および②の両方の方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者（注）  
（注）同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。  
(2) 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス  
(3) 公式競技において、上記(1)①または②のいずれかの方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

#### 【ご注意】

- ・同伴競技者および同伴競技者以外の第三者による目撃とは、現場に居合わせてボールを打ってからカップインまでを確認している場合など  
をいいます。
- ・キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外  
の第三者の目撃がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

## スキー保険

スキー・スノーボードを楽しまれる皆さまの万が一の場合にお役に立ちます。

(正式名称：スキー・スケート保険、Cコースは雪上滑走スポーツ補償特約セット)

※下記保険料はアマチュアの場合です。

プロの場合は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



### ◆保険金額・支払限度額（ご契約金額）と保険料

【団体割引 20%適用】

コース	スキーのみ	スキー＋スノーボード
	Bコース	Cコース
賠償責任支払限度額 (免責金額なし)	1億円	1億円
傷害 ケガ	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額	4,000円
	通院保険金日額	2,000円
スキー用品保険金額	7万円	7万円
年間保険料（一時払）	<b>3,030円</b>	<b>6,600円</b>

お申込みは、  
加入申込票④  
にご記入ください

■上記、ゴルファー保険・スキー保険は、団体割引20%を適用しています。

7 ■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

# 団体レジャー保険

## テニス保険

テニス愛好家の皆さまのテニスライフをバックアップする保険です。  
練習中のケガやラケットなどの破損に備えます！



### ◆保険金額・支払限度額（ご契約金額）と保険料

【団体割引 20%適用】

コース		Dコース
賠償責任支払限度額 (免責金額なし)		1億円
傷害 ケガ	死亡・後遺障害保険金額	300万円
	入院保険金日額	4,500円
	通院保険金日額	3,000円
テニス用品保険金額		6万円
年間保険料(一時払)		<b>1,560円</b>

お申込みは、  
加入申込票④  
にご記入ください

## フィッシングプラン

ケガや、携行品の破損などに備える保険です。  
つりを楽しむ場面だけではなく、日常生活でのケガや携行品の損害も補償します！

(正式名称：傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

### ◆保険金額・支払限度額（ご契約金額）と保険料

【団体割引 20%適用】

・傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

コース		Eコース	Hコース
個人賠償責任危険保険金額 (免責金額0円)		3,000万円	3,000万円
傷害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円
	入院保険金日額	1,500円	—
	手術保険金	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額の5倍	—
	通院保険金日額	1,000円	—
携行品損害保険金額 (免責金額: 1事故3,000円)		10万円	10万円
救援者費用等保険金額		100万円	100万円
年間保険料(一時払)		<b>5,940円</b>	<b>2,380円</b>



お申込みは、  
加入申込票④  
にご記入ください

#### ◆職種級別について

「フィッシングプラン(団体総合生活補償保険)」の保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別により異なります。記載の保険料は職種級別Aの場合です。※職種級別A以外の職種の方または下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【職種級別A】下記B以外の職業事業者、主婦、学生、無職者 など

【職種級別B】農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者  
(注)告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

■上記、テニス保険・フィッシングプラン(団体総合生活補償保険)の保険料は、団体割引20%を適用しています。

■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」または「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

# 団体レジャー保険

## 団体レジャー保険へご加入にあたってのご注意

- ゴルファー保険・テニス保険・スキー保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。  
※賠償責任保険（賠償責任を補償する特別約款・特約）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金は保険金のお支払対象とはなりません。
- フィッシングプラン（団体総合生活補償保険）の個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）について、日本国内で発生した賠償事故については『示談交渉サービス』をご利用になれます。  
※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。  
※相手の方が引受保険会社と直接折衝することに関して同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。
- 被保険者（補償の対象となる方）の範囲は「ご加入にあたって」（10ページ）をご確認ください。個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）の被保険者の範囲は、被保険者本人、配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子となります。  
(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

## 重複補償に関するご注意

- ホールインワン・アルバイトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。
- 賠償損害、用品の損害については、被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。  
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。  
補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ◆ ゴルファー保険のホールインワン・アルバイトロス費用の保険金のご請求にあたっては、必ずホールインワン・アルバイトロス費用の支払を証明する領収書と次の「ホールインワン・アルバイトロスを証明する書類または証拠」のご提出が必要となります。

対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠		
① 次のア.、イ.の両方の方が目撃（注）したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（*） （*） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレイヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバイトロス証明書	同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバイトロス証明書	被保険者がホールインワン等を達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバイトロス証明書
② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワン等を達成したことが客観的に確認できるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等		
③ 公式競技において、上記①ア.、イ.のいずれかの方が目撃（注）したホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバイトロス証明書		

### ご注意

キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（注）がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合に限り、保険金をお支払いいたします。

(注) 目撃とは、打ったボールがホールインワンしたときをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。

# ご加入にあたって

<p>被保険者の範囲 (補償の対象となる方)</p>	<p>■ <b>団体長期障害所得補償保険</b> 平成30年10月1日時点満15才～満59才の組合員の方（本保険はご家族の方はご加入いただけません）</p> <p>■ <b>団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護）</b> 医療：3ページ、ケガ：4ページ、親介護：6ページをご確認ください</p> <p>■ <b>団体レジャー保険</b> 次の①～③の中からお選びいただいた方で、「ご本人」のみ 農林水産省職員生活協同組合の①組合員ご本人②組合員ご本人の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹 ③組合員ご本人と同居している親族</p>
<p>保険期間 (ご契約期間)</p>	<p>平成30年10月1日午後4時～平成31年10月1日午後4時</p>
<p>保険料 の払込方法</p>	<p>■ <b>団体長期障害所得補償保険</b> ■ <b>団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護）</b> 平成30年12月 ①～③のいずれかにより払込（月払）</p> <p>■ <b>団体レジャー保険</b> 平成30年12月 ①～③のいずれかにより払込（年間保険料一時払）</p> <p>①生協への登録口座より引落し ②給与控除 ③生協より別途請求</p>
<p>自動継続について</p>	<p>■ <b>団体長期障害所得補償保険</b> ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。</p> <p>■ <b>団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護）</b> ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才までまたは、ご継続時の親介護一時金支払特約の特約被保険者の年齢が満84才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者、特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。</p> <p>■ <b>団体レジャー保険</b> ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満80才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率によって計算されます。</p> <p>（※）団体総合生活補償保険の傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。 この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。 （ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続をお断りさせていただくことがあります。</p>
<p>税法上の取扱い (平成30年6月現在)</p>	<p>【<b>団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（医療・親介護プラン）</b>にご加入の場合】 払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。</p>

## 告知について

- ご加入の際は、加入申込票の各項目（生年月日、年齢・性別、職業・職務、他の保険契約等の有無など）について正しくご記入ください。
- 健康状態告知書回答内容や加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

**団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（医療・親介護プラン）のご加入にあたっては健康状態を告知いただきます。（継続時は、口数の増加、補償が拡大するタイプへの変更等がなければ告知は不要です）**

- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。  
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

## サービスの概要

団体長期障害所得補償保険に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

### 就労支援トータルサービス

- メンタルご相談（メンタル相談サポート／メンタルITサポート）
- 健康・医療・介護ご相談（健康・医療・介護のご相談／セルフ健康診断サポート／病院情報のご提供）
- 各種手続きご相談（税務・フィナンシャルサポート／公的給付申請サポート／福祉情報のご提供）

普通傷害・家族傷害・交通事故傷害プラン、親介護補償プラン、フィッシングプランに加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

### 生活安心サポート

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

疾病補償プラン、親介護補償プランに加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

### 医療カウンセリングサービス

+

### 健康安心サポート

#### 【医療カウンセリングサービス】

セカンドオピニオンのご相談／面談専門医のご紹介／“がん”粒子線治療のご相談

#### 【健康安心サポート】

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介／在宅検診のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症TESTER（テスター）
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）



- ※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## ご加入にあたっての注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」（団体長期障害所得補償保険、団体総合生活補償保険）、「ご契約のしおり（普通保険約款・特別約款・特約）」（ゴルフ保険、スキー・スケート保険、テニス保険）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者とし、農林水産省職員生活協同組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険・ゴルフ保険、テニス保険、スキー・スケート保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険、団体総合生活補償保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、ゴルフ保険、テニス保険、スキー・スケート保険ご契約のしおり（普通保険約款・特別約款・特約）、保険証券は保険契約者（農林水産省職員生活協同組合）に交付されます。

## 万一事故が発生した場合

### ■団体長期障害所得補償保険・団体総合生活補償保険（医療・ケガ・親介護・フィッシングプラン）

事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### ■団体レジャー保険（ゴルフ保険・テニス保険・スキー保険）

賠償損害、用品の損害、費用損害に関わる事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### あんしん24受付センター

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

**0120-985-024（無料）** 受付時間：365日24時間

I P 電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

お問合わせ先

### 【団体窓口】農林水産省職員生活協同組合

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビルB1 TEL 03-5575-2170 FAX 03-5575-0089

### 【取扱代理店】株式会社ツツミ保険事務所 担当：堤 宣孝、堤 恒子

〒274-0064 千葉県船橋市松ヶ丘4-38-14 TEL 047-463-2914 FAX 047-467-2851

E-mail: y-tutu@mue.biglobe.ne.jp

★一般の自動車保険よりお得な団体扱自動車保険もお取り扱いしております。詳しくは上記取扱代理店までお問合わせください。★

### 【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部営業第一課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL 03-6734-9611 FAX 03-6734-9612

(2018年7月承認) A18-101584